

地方創生推進交付金のあり方に関する検討会における情報の取扱い

本検討会における情報の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 本検討会の会議資料及び議事概要については、各回の検討会後、公表する。
2. 本検討会のとりまとめ結果については、公表する。

(注) 公表は内閣官房・内閣府のホームページにおいて行う予定。